○宇和島市普通財産売払一般競争入札方式実施要領

平成２１年３月３１日

告示第２２号

（趣旨）

第１条　この要領は、普通財産を一般競争入札（以下「入札」という。）により処分を行うために別に定めるもののほかに必要な事項を定める。

（処分の対象）

第２条　入札により処分を行う財産（以下「処分地」という。）は、市として利用計画がない比較的大規模な土地を住宅用地等として処分するものとし、入札者、落札者がないとき又は落札者が契約を締結しない土地は公募抽選又は随意契約で処分できるものとする。

２　利用の実情等に照らし適当と認められる場合は、処分地を分割又は統合して入札に付することができるものとする。

（処分地の確認）

第３条　処分地については、事前に境界標柱等現況を調査し、隣接土地所有者との境界確認を行い、地積測量図、公図写、登記事項証明書等を整備しておくものとする。

２　前項の場合には、都市計画法、建築基準法その他関係法令による規制内容、上下水道、電気及びガスの供給施設の有無等を記載した物件調書を併せて作成しておくものとする。

（入札参加資格）

第４条　入札参加資格を有しないものは、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の４に定めるもののほか、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の３第１項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員とする。

２　令第１６７条の５の規定により定める入札参加者の資格は、次のとおりとする。

（１）　風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所の用に供しない者

（２）　市税等を滞納していない者

（３）　入札参加申込書を指定した期日までに提出した者

（入札の公告）

第５条　入札の公告は、次に定める事項について、市広報その他の方法により行うものとする。

（１）　処分地の所在地、面積、条件等

（２）　入札に参加する者（以下「参加者」という。）の資格に関する事項

（３）　入札参加申込場所及び期限

（４）　入札、開札の場所及び日時

（５）　入札を無効とする場合に関する事項

（６）　入札保証金、契約保証金に関する事項

（７）　その他必要な事項

（入札応募要領）

第６条　入札応募要領には次に掲げる事項を記載し、希望者に配布するものとする。

（１）　参加者資格

（２）　入札保証金

（３）　入札の無効

（４）　落札者の契約締結期限

（５）　契約保証金

（６）　物件調書等

（７）　入札書式

（８）　契約書式

（９）　その他必要な事項

（提出書類）

第７条　参加者は、市長が指定する期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

（１）　市有財産一般競争入札参加申込書（様式第１号）

（２）　誓約書（様式第２号）

（３）　市税納税証明書

（４）　世帯全員の住民票の写し又は法人の場合は法人登記簿謄本、その他必要な書類

（予定価格の決定）

第８条　処分地の売払予定価格については、不動産鑑定士におる鑑定評価額等を参考にして決定するものとする。

２　前項の規定により予定価格を決定したときは、当該価格を記載した書面を封書にして、開札時

にこれを開札場所に置くものとする。ただし、入札前に予定価格を公表する場合は、この限りでない。

（入札保証金）

第９条　入札保証金は、入札金額の１００分の５以上に相当する額以上の現金又は銀行振り出しの小切手で、入札前に納付しなければならない。

２　前項の規定による入札保証金が納付されたときは、入札保証金預かり書を発行するものとする。この場合において、この入札保証金には利息をつけないものとする。

（入札書の提出）

第１０条　入札書の提出にあたり、次に掲げる事項を参加者に周知しなければならない。

（１）　入札書は、所定の入札書により、本人又はその代理人が出頭して封書にて提出すること。

（２）　入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名）を記入の上、押印すること。

（３）　代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出すること。

（４）　提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができないこと。

２　入札の執行前において、やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は中止することができる。

（入札の無効事由）

第１１条　宇和島市契約規則（平成１７年規則第５６号）第７条に該当する入札は無効とする。

（開札）

第１２条　開札は、入札の場所において、入札終了後直ちに入札者を立ち合わせて行う。

（落札者の決定）

第１３条　落札者は、予定価格以上で、かつ、最高金額の入札者とする。この場合において、最高金額の入札者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決める。

（入札結果の公表）

第１４条　落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がないときはその旨を、参加者に公表するものとする。

２　落札者には、契約の締結について必要な事項を通知する。

（入札保証金の返還）

第１５条　入札終了後、落札者以外の者には入札保証金を返還するものとする。

２　落札者にあっては、第２２条の契約保証金又は第２３条の売買代金に充当することができるものとする。

（契約の締結）

第１６条　落札者は、落札日から起算して７日以内に所定の売買契約書により売買契約を締結するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

２　落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を失う。

３　前項の場合において、入札保証金は、市に帰属する。

（用途の制限）

第１７条　落札者は、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。

（土地の譲渡の禁止）

第１８条　落札者は、契約の締結の日から起算して５年を経過する日まで、市長の書面による承諾を得ないで売買物件の所有権を第三者に移転してはならない。

２　落札者は、前項に定める市長の承諾を得て第三者に所有権を移転する場合には、前条に定める用途の制限を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して同条の定めに反する使用をさせてはならない。

３　落札者は、売買物件について第三者に対して権利を設定する場合においても、当該第三者に対し前条の定めに反する使用をさせてはならない。

（実地調査等）

第１９条　市長は、前２条の規定に関し必要があると認めるときは、落札者に対し、売買物件を調査し、又は参考となるべき資料の提出若しくは報告を求めることができる。

２　落札者は、市長から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに市長に報告しなければならない。

３　落札者は、正当な理由なく前項に定める調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は資料の提出若しくは報告を怠ってはならない。

（違約金）

第２０条　落札者は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として市に支払わなければならない。

（１）　第１７条、第１８条に定める義務に違反したときは、金【売買代金の３０％】

（２）　第１９条に定める義務に違反したときは、金【売買代金の１０％】

（議会の議決を要する契約の措置）

第２１条　宇和島市議会の議決に付すべき契約及び取得又は処分に関する条例（平成１７年条例第５９号）第３条に該当する契約を締結しようとするときは、議会の議決があったときに本契約を締結する旨を記載した仮契約書を作成し、議会の議決後本契約書を作成する。この場合において、当該契約書に、議会の議決のあったときに本契約としての効力を生ずる旨を記載することにより、仮契約書の作成を省略することができる。

（契約保証金）

第２２条　契約締結時に、落札者は売買代金の１００分の１０以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、契約締結時に一括して売買代金を納付する場合は不要。

２　契約保証金は、売買代金に充当するものとする。

（売買代金の納付）

第２３条　落札者は、売買代金を次の方法により納付しなければならない。

（１）　売買代金から入札保証金を差し引いた金額を、市が交付する納入通知書により、指定する期日までに納付する方法（落札決定日から７日以内）

（２）　売買代金から契約保証金を差し引いた金額を、市が交付する納入通知書により、指定する期日までに納付する方法。（契約締結日から３０日以内）

２　落札者が前項の金額を納付しないときは、契約を解除することができる。この場合、入札保証金又は契約保証金は市に帰属する。

（所有権移転等）

第２４条　売買代金の納付を確認した後、落札者の請求により、処分地の所有権移転登記手続を行う。

（公租公課等）

第２５条　売払後の土地の所有権移転に要する登録免許税及び所有権移転の原因により生じた公租公課等は、落札者の負担とする。

（その他）

第２６条　入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

附　則

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年７月４日告示第５２号）

この要領は、平成２４年７月９日から施行する。

附　則（平成２５年１２月１６日告示第９４号）

この要領は、平成２５年１２月１６日から施行する。